

補助金交付申請書の提出について（令和3年度補正予算）

補助金の内示を受けた方は、定められた提出期限までに「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき、交付申請書を作成の上、補助金を活用して導入する設備等を配置する主たる事務所を管轄する運輸支局に提出してください。

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)及び(2)で構いません。
- ◆ 提出書類はすべて A4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（経営改善支援事業（デジタル化等））交付申請書
（様式第12-1）
- (2) 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（経営改善支援事業（デジタル化等））交付申請事業（様式第12-1別紙）
- (3) ①設備・サービス導入 算出基礎資料（デジタル化に要する費用を申請の場合）
②研修費用 算出基礎資料（研修費用を申請の場合）
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し（既に購入済みの場合は、請求書の写し等）
※配車アプリ利用料、決済手数料等のこれから発生する利用実績に応じて変動する費用については、事業者作成の算出根拠資料でも可
- (5) 地域公共交通経営改善計画